

入札及び契約心得

制 定 25. 8. 1

一部改正 27. 4. 15

一部改正 2. 6. 9

一部改正 3. 4. 1

航空自衛隊 新田原基地

第5航空団基地業務群会計隊

目 次

第1条	目的	1
第2条	通則	1
第3条	資格	1
第4条	公告等	1
第5条	説明会	2
第6条	入札等	3
第7条	同等品申請	4
第8条	入札参加時の留意事項	4
第9条	入札の無効	4
第10条	開札	5
第11条	契約の締結	6
第12条	契約保証金	7
第13条	権利義務の譲渡等	7
第14条	契約物品の納入	7
第15条	納期猶予	7
第16条	契約解除	7
第17条	請求と支払	8
第18条	その他	8
別紙第1		9
別紙第2		11
別紙第3		14
別紙様式第1		15
別紙様式第2		16
別紙様式第3		18

(目的)

第1条 この入札及び契約心得は、航空自衛隊第5航空団契約担当官（以下「契約担当官」という。）と請負、売買その他の契約について、入札に参加しようとする者、契約を締結する者及び契約を締結した者（以下「相手方」という。）が知り、かつ、守らなければならない事項を定め、契約の締結及び履行を円滑に行うことの目的とする。

(通則)

第2条 相手方は、入札、見積書の提出及び契約の締結（解除）に当たり、この入札及び契約心得を熟知し、その権利の履行及び義務の履行にあたらなければならない。

(資格)

第3条 相手方となるためには、売買、賃貸借、請負その他の全契約（工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）並びに測量及び建設コンサルタント等業務に係るもの）を除く。以下「売買等」という。）については資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の交付を受けた者、工事については防衛省整備計画局が発行する資格審査結果通知書の交付を受けた者でなければならない。ただし、随意契約による場合又は契約担当官が必要と認めた場合はこの限りではない。

(公告等)

第4条 一般競争に付そうとする場合には、次に掲げる事項を記載した公告が入札日の前日から起算して、少なくとも10日前までに次項に掲げる掲示場所等に掲示される。ただし、緊急を要するとき又は再度公告入札を実施する場合は、その期間を5日前までに短縮することがある。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項等を示す場所
- (4) 競争執行の場所及び日時

(5) 保証金に関する事項

(6) その他必要な事項

2 掲示場所

- (1) 第5航空団（新田原基地）会計隊事務所掲示板
- (2) 陸上自衛隊 都城駐屯地掲示板
- (3) 陸上自衛隊 えびの駐屯地掲示板
- (4) 陸上自衛隊 国分駐屯地掲示板
- (5) 海上自衛隊 鹿屋航空基地掲示板
- (6) 新富町役場及び新富町商工会議所掲示板
- (7) 宮崎市商工会議所掲示板
- (8) 高鍋町役場及び高鍋町商工会議所掲示板
- (9) 西都市役所及び西都市商工会議所掲示板
- (10) 木城町役場及び木城町商工会議所掲示板
- (11) 串間市役所及び串間市商工会議所掲示板
- (12) 薩摩川内市役場及び薩摩川内市商工会議所掲示板
- (13) 新田原基地ホームページ

3 指名競争入札に付し又は随意契約による場合は、第1項に掲げる事項（ただし第2号を除く。）を入札通知書又は見積依頼書により相手方に直接通知する。

4 オープンカウンター方式について

- (1) オープンカウンター方式とは、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第5項の規定に基づき実施する随意契約における物品調達等の見積合わせにおいて、見積りを徴する相手方を特定することなく、見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。
- (2) オープンカウンター方式の実施方法等については、新田原基地ホームページに掲載している「オープンカウンター方式実施要領」を確認すること。

(説明会)

第5条 説明会は、契約の目的に関し書面によることができない事項、誤解を生じやすい事項について明らかにし、将来の紛争を避けるために行うものである。ただし、原則として行わないものとし、特に必要と認める場合に限り行うものとする。

(入札等)

- 第6条 公告、入札通知書又は見積依頼書（以下「公告等」という。）で定められた入札に参加し又は随意契約の商議に応じる場合は、当該公告等に定められた日時及び場所に筆記具、入札等の用紙類を持参するものとする。
- 2 代理人を差し向ける場合は、当該契約の目的についての経験、知識及び技術等を有し、かつ、入札等価格算定能力のある者でなくてはならない。
- 3 入札の参加者が代理人である場合には、次に掲げる内容が記載され、かつ、委任者及び代理人双方が記名した委任状を提出しなければならない。
- (1) 代理人の氏名
- (2) 入札件名
- (3) 委任された権限の細部内容
例 入札書の提出に関する一切の権限
例 入札書の提出並びに契約の締結に関する一切の権限
- (4) 委任期間
- (5) 委任者の住所、会社名及び氏名
- (6) 提出する宛先（契約担当官の官職氏名）
- 4 相手方の一旦提出した入札書の取替、変更又は取消をすることはできない。ただし、郵便による場合の入札で、入札日時以前の取消等を申し出た場合は、この限りではない。
- 5 入札の日時に遅れた場合、相手方は入札に参加することはできない。ただし、事前連絡により遅れる理由が天災地変、その他相手方の責に帰しがたい理由のため、契約担当官がやむを得ないと判断した場合に限り、入札参加者の同意のもと、入札日時を変更することができるものとする。
- 6 契約担当官が郵便による入札を認めた場合で、郵便により、入札に参加しようとする相手方は、公告に記載された照会先の担当者へ郵便による入札参加を伝えるとともに、入札期日の前日（前日が休日等に当たる場合はその直前の平日）までに到着するよう配達証明郵便等により契約担当官宛に送付する。
- 7 郵便入札により入札に参加した相手方は、入札価格のうち予定価格の制限に達したものがないときに必要に応じて実施する再入札は辞退したものとして取り扱う。
- 8 相手方は売買等の入札及び契約に際し、入札書及び見積書の提出（FAX等によ

る金額の提示を含む。) をもって「暴力団排除に関する誓約事項」(別紙第1)に誓約したものとし、かつ売買等においては「暴力団排除に関する特約条項」(別紙第2)を、工事においては「防衛省の発注工事等に係る暴力団排除に関する特約条項」(別紙第3)を承諾したものとする。

9 公共工事の入札に係る申込みの際に、全ての入札参加者は、入札金額の内訳書を提出するものとする。また、当該内訳書は、積算要領及び金額等を適正に記載するものとし、その総額と入札金額との著しい相違等の不備がないものとする。また、開札から直ちに行う再度入札に係る内訳書については、後日、郵送等により提出できるものとする。

(同等品申請)

第7条 相手方は、公告等により定められた入札に参加し、同等品により応札する場合は、当該公告等に記載された期日までに同等品確認申請書(別紙様式第1)を契約担当官宛に提出しなければならない。

2 相手方は、随意契約による際で、同等品により見積を行う場合は、特に定める場合を除き、見積書提出期限前(都度示す。)までに同等品確認申請書を契約担当官宛に提出しなければならない。

(入札参加時の留意事項)

第8条 入札参加者は次の各号に留意し、入札に参加するものとする。

- (1) 入札室への入室は、入札日時の15分前からとする。
- (2) 入札室への入室後は、携帯電話の電源をマナーモード等にし、他者との私語を禁止する。
- (3) 入札室からの途中退室は原則として認めない。ただし、あらかじめ担当者を通じて契約担当官の許可を得た場合についてはこの限りではない。

(入札の無効)

第9条 次の各号の一に該当する入札等は無効とする。

- (1) 競争参加に必要な資格を有しない者のなした入札
- (2) 所定の日時までに相手方の見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金

を納付しない者又は所定の額に達しない者のなした入札

- (3) 所定の日時までに所定の場所に到達しない者のなした入札
- (4) 総額（単価）で決定すべき入札に、総額（単価）の入札金額の未記入又は訂正された入札書
- (5) 談合等により、他人の競争入札を妨げた者又は担当者の職務を妨害した者のなした入札
- (6) 同一事項について、一人が二通以上の入札書を同時に提出した場合
- (7) 有効な委任状を提出していない代理人のなした入札
- (8) 入札書の記載事項及び入札金額が不明又は不明瞭な入札
- (9) 入札に関する条件に違反した入札
- (10) 公共工事の入札に係る申し込みの際に、著しい不備等があつて当該入札書の内訳であると認められない場合
 - ア 入札書の提出者名の誤記
 - イ 工事件名の誤記
 - ウ 入札金額と内訳書の著しい相違
 - エ 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
 - オ 内訳書の記載が全くない場合
 - カ 他の入札参加者の様式を入手し使用している場合

(開札)

第10条 開札及び落札は次の各号によるものとする。

- (1) 開札は、入札執行の場所で入札者の目前で行い、契約の目的、落札金額、落札者の氏名を明らかにする。
- (2) 落札者は、入札者のうち予定価格の制限内で最低（売扱に際しては最高）の入札金額により入札を行った相手方とする。この場合、落札者となるべき同価の入札を行った相手方が複数あるときは、直ちに、くじで落札者を定めなければならない。この場合において、当該落札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に關係のない職員をもつてこれに代わりくじを引かせるものとする。
- (3) 原則として再々度入札は行わないものとする。ただし、契約担当官が認めた場

合はこの限りではない。

- (4) 予定価格が一千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約の場合において、次のいずれかに該当するときは、最低価格の入札金額であっても落札者としないことがある。
- ア 予定価格に比べて入札金額が著しく低いことにより、当該契約の内容に適した履行がなされないと認められるとき。
- イ 最低価格の入札者と契約を結ぶことが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある、著しく不適当であると認められるとき。

(契約の締結)

第11条 相手方は、落札決定後、契約担当官の指定する日までに次に掲げる書類を作成しなければならない。

(1) 契約書（2部）

契約書の内容は、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金、契約履行の場所、契約代金の支払い又は受領の時期及び方法、監督及び検査、履行の遅延、その他責務の不履行の場合における遅延利息、違約金、その他の損害金、危険負担、かし担保、契約に関する紛争の解決法、その他必要な事項について記載するものとする。

(2) 請書（1部）

契約金額が150万円を超えない契約については、契約書に代えて請書とすることができる。なお、契約金額が50万円を超えないものについては契約担当官が認めたものに限り請書を省略することができる。

(3) 印紙の貼付

契約の内容により印紙税法の適用を受ける場合は、契約書（請書）に、印紙税法に定める契約金額に応じた印紙を貼付しなければならない。

(4) 仕様書又は図面等

仕様書又は図面等を必要とする契約では、契約書（請書）に添付し、それぞれ代表者印にて割印処置を講ずるものとする。

(契約保証金)

第12条 相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付を免除された場合を除く。また、この保証金は、契約上の義務を履行しないときに国庫に帰属される。

(権利義務の譲渡等)

第13条 相手方は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡、委任又は担保を供してはならない。ただし、契約担当官に書面により申し出、承認を受けた場合はこの限りではない。

(契約物品の納入)

第14条 相手方は、契約物品を納入（工事、役務等において使用する各種部材等を含む）する場合においては、仕様書において特に指定のない限り、新品による納入を行うものとする。

(納期猶予)

第15条 相手方は、定められた納期までに契約の履行を完了できない恐れがある場合には、納期猶予申請書及び理由書（別紙様式第2、以下「申請書」という。）を契約担当官へ提出し、承認を受けなければならない。

- 2 前項に基づき、契約担当官が相手方の責による遅延と判断した場合は、相手方は、航空自衛隊標準契約条項等に規定する遅滞料を支払うものとする。なお、本項は契約書又は請書等の徵取を省略したものについても適用する。
- 3 相手方は、第1項の規定により承認された期日までに履行することが困難となつたとき、又は履行することができなかつたときは、再度申請書を契約担当官へ提出し、承認を受けなければならない。

(契約解除)

第16条 契約担当官は、次の各号の一に該当する場合は、契約の一部又は全部を解除することができる。

- (1) 相手方が天災地変、その他相手方の責に帰しがたい理由以外で、契約の解除を

申し出たとき。

- (2) 相手方が、完全にこの契約の履行を行わないとき。
 - (3) 相手方が、契約上の義務に違反した事により、契約の目的を達成する見込みがないとき。
 - (4) 誓約事項に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
 - (5) その他、契約担当官が必要と認めたとき。
- 2 相手方は、理由の如何を問わず契約の解除を申し出る場合は、契約解除申請書及び理由書（別紙様式第3）を契約担当官へ提出し、承認を受けなければならない。
- 3 前各項に基づき、契約担当官が相手方の責により契約の一部又は全部を解除すると判断した場合、航空自衛隊標準契約条項等に規定する違約金を徴収する。なお、本項は契約書又は請書等の徵取を省略したものについても適用する。

（請求と支払）

第17条 相手方は、契約物品の納品又は履行の完了後、速やかに請求書を提出するものとする。ただし、単価契約にあっては、特に定めのある場合を除き1ヶ月分を取りまとめ請求するものとする。

2 支払の時期は、検査合格後、適法な請求書を受理した日から、下表に掲げる日以内とする。

区分 形態	工事	その他の給付
約定期間	40日以内	30日以内
特別約定期間	60日以内	45日以内
約定なし	15日以内	15日以内

（その他）

第18条 この入札及び契約心得に明示していない事項、不明な点又は疑義等を生じた場合は、契約担当官に問合せその指示に従うものとする。

この入札及び契約心得は、令和3年4月1日より適用する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

暴力団排除に関する特約条項

暴力団排除に關し、次の特約条項を定める。

(属性に基づく契約解除)

第1条 契約担当官は、警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管とする課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）への照会、又は暴力団対策主管課長からの通知により、当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められたときは、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有して

いるとき

2 当社は、契約担当官から求めがあった場合、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表とする。）及び登記簿謄本の写しを提出するとともに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意するものとする。

（行為に基づく契約解除）

第2条 契約担当官は、当社が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
（暴力団排除に関する表明及び確約）

第3条 当社は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 当社は、前2条各号の一に該当する者（以下「排除対象者」という。）を下請負者等（下請負者（再下請負以降の全ての下請負者を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負者又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（下請負者等に関する契約解除）

第4条 当社は、契約後に下請負者等が排除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負者等との契約を解除し、又は下請負者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 契約担当官は、当社が下請負者等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負者等との契約を解除せず、若しくは下請負者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除す

ることができる。

(損害賠償等)

第5条 契約担当官は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより当社に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 当社は、契約担当官が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、官側に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 契約担当官は、第1条、第2条及び前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を当社から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、官側に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、契約担当官がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 当社は、自ら又は下請負者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を契約担当官に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

別紙第3

防衛省の発注工事等に係る暴力団排除に関する特約条項

防衛省が発注する工事等に関し、次の特約条項を定める。

(下請等から暴力団を排除するための措置)

第1条 都道府県警察から、暴力団関係業者として、防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している建設工事競争参加有資格者名簿又は測量及び建設コンサルタント等競争参加有資格者名簿に記載されている者については、下請として使用しない。

(暴力団員等から不当介入を受けた場合の通報義務)

第2条 防衛省が発注する工事等において、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）から地元対策費名目等での品の要求、暴力団関係業者を下請等として使用することの要求等の不当要求又は現場事務所を損壊する等の妨害行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに最寄りの都道府県警察への通報を行う。

(不当介入を受けたことにより工期に遅延が生じた場合)

第3条 防衛省が発注する工事等において、暴力団員等から不当介入を受けたことにより工期に遅延が生じる等の被害が生じた場合には、事後の措置について契約担当官と協議する。

同等品確認申請書

令和 年 月 日

契約担当官 殿

名所表

下記のとおり申請します。

- 1 対象物品欄には、契約担当官から示された品名及び規格を記入してください。
 - 2 申請物品欄には、貴社で同等品の認定を受けたい対応物品の規格及び税抜価格(カタログ表示等のメーカー希望小売価格)を記入してください。
 - 3 判定等欄を記入した審査結果は、後日通知いたします。
 - 4 同等品確認申請書には、当該申請物品の諸元が確認できるカタログ等を添付して下さい。

納期猶予申請書

令和 年 月 日

契約担当官

航空自衛隊第5航空団

会計隊長 殿

住 所

会社名

代表者名

下記契約について別紙理由書により、納期猶予されたく申請します。

契約番号		猶予を申請する品目等						
契約年月日		令和 年 月 日	項目番号	品名(件名)	数量	単価	金額(円)	備考
納期 (履行期限)	元	令和 年 月 日						
	申請	令和 年 月 日						
契約保証金								
納地(履行場所)								

承 認 書

承認番号 第 号
令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代 表 者 名

殿

契約担当官

航空自衛隊第5航空団

会計隊長

下記のとおり承認する。

承認しない。

判 定	有 償 無 償	判定 理由	
承認期限			
遅延日数			
遅延料率	1 / 1, 000		

理 由 書

1 納期遅延の原因、理由

2 履行の状況及びその条件

3 その他必要と認める事項

契約解除申請書

令和 年 月 日

契約担当官

航空自衛隊第5航空団

会計隊長 殿

住 所

会社名

代表者名

下記契約について別紙理由書により、解除されたく申請します。

契約内容

契約番号		納期(履行期限)	令和 年 月 日
品名(件名)		納地(履行場所)	
契約年月日	令和 年 月 日	解約理由	別紙のとおり
契約金額		解約金額	

承認書

承認番号 第
令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代 表 者 名

殿

契約担当官

航空自衛隊第5航空団

会計隊長

下記のとおり承認する。

承認しない。

帰責判定

有責

無責

解除承認金額

違約金(10/100)

理由書

1 契約解除の理由

2 契約解除の部分又は範囲

NO	品名（件名）	規格	単位	解約 数量	単価	金額	備考
					小計		
					消費税及び 地方消費税		
					合計		

3 その他